

さ情審査答申第83号
平成24年5月9日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成23年6月13日付けで貴職から受けた、「さいたま市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の公募委員の選考で合格された方の氏名、小論文の内容、簡単な経歴（過去の仕事歴と現状）、マイカーの有無と使用状況及び住所」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成23年5月10日付け都計都交第301号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、全請求項目の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

条例第7条第2号の解釈に誤りがある。請求する情報程度では、なんら「個人の権利利益を害するおそれのあるもの」には該当しない。

「合格された方」は、委嘱後に当然ながら氏名は公表されるし、それなりの「簡単な経歴」も公表されて然るべきものである。（条例第7条第2号アに該当）

条例第7条第2号イによれば、「人の生命、健康、生活又は財産を保護

するために、公にすることが必要であると認められる情報」も開示されることになっており、委嘱された委員は、特に「交通弱者」と言われる高齢者等の往来（通院、買い物等の生命、健康、生活のため）に深く関わることになるため、その「簡単な経歴」、小論文の内容は開示されて然るべきである。

公募委員は当然ながら「コミュニティバスの運行」に関わる議論に参加することになるため、日常的にマイカーを使用して“コミュニティバスなど必要としない”方など、「交通強者」は公募委員として論議に参加する資格が乏しい。よって、当該行政情報が存在しないとは信じ難い。

実施機関から提出された「理由説明書」の感想は、「情報は隠すもの」とした従来からの行政組織の「隠蔽体質」そのものであり、非常に不満である。その内容は基本的に、いわゆる「官僚答弁」であり、あまりにも「形式を整えた」だけのものであって、中味に乏しい。「説明になっていない。」

「開示請求程度の内容」ですら開示できないのなら、「条例第1条」に述べている目的「・・・市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政の発展に寄与する」に反する。また、「透明推進」に名を借りた「市政の不透明化」であり、市民にとって大変嘆かわしい結論である。

「個人情報保護」という名目で必要な情報を隠蔽する手段に使っているように思われる。当市の条例の中に「個人情報保護条項」があり、それなりの制限があることは存じているが、私が求めているものは、全く単純な事柄ばかりである。市はその条項を「盾」に隠すのではなく、市民の請求に応える義務がある。

「公募委員」に応じ、市民を代表して交通会議で意見を述べられる方は、自ら「素性」を明らかにする責任があるし、「要請」されたら当然ながら開示に応じてしかるべきである。そのことについて、市側が「盾」となって防御する必要はない。

理由説明書の中に「本人が開示されたことを知れば精神的な苦痛をうけるおそれがある」との記述があるが、全く笑止千万である。もし、若干の「素性」「考え方」が知れただけで精神的苦痛を感じるのであれば、そもそも「公募」に応じる資格がない。

交通会議の構成員はその性格上、大部分が市、自動車運送業事業者、国、県等の職業上の関係者から構成され、いわゆる「一般の関係者」からの代表は少数である。その中でも特に「公募による市民」は僅か3人であり、その立場は大変に貴重な存在と思われる。したがって、どのよ

うな方が選ばれたかは、大変に重要なことである。

コミュニティバスを日常的に利用している「交通弱者」にとって、「バス」の必要性は言うを待たない。公募委員がマイカーを所有して乗り回している状況であれば、弱者の必要性など理解できないだろう。この位の情報を得ることは担当課の義務である。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 コミュニティバス等の運行にあたっては、市民自らが守り、育てることが望まれることから、平成23年3月に「コミュニティバス等導入ガイドライン」を作成し、地域住民が運行計画の素案等を作成できることとしているが、その際の計画等の是非を判断するための機関として道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく交通会議を設置することとしている。
交通会議の構成員は、さいたま市地域公共交通会議設置要綱(平成23年1月31日施行。以下「設置要綱」という。)で掲げる者とし、構成員のうち若干名(募集後、さいたま市地域公共交通会議市民公募委員選考基準(以下、「選考基準」という。)により3名に決定)を一般市民から公募したところ9名の応募があったことから、小論文と面接による選考試験を実施し、合格者を決定した。
- 2 異議申立人は、当該選考結果通知後の平成23年4月27日に本件開示請求を行っているが、本件対象行政情報として特定した「履歴書(応募用紙)及び小論文」については、条例第7条第2号に該当するため、「マイカーの有無と使用状況」については、取得及び作成しておらず存在しないため、不開示決定を行なったものである。
- 3 本件対象行政情報のうち合格者の氏名、住所、経歴等については、特定の個人が識別できる情報と認められる。また、応募者の個人的な社会活動及び小論文については、個人の関心事やテーマに対する意見、考えを窺い知ることができる情報であり、仮に個人識別性がない部分であっても、本人が開示されたことを知れば精神的な苦痛を受けるおそれがあることから、条例第7条第2号(個人に関する情報)に該当する。なお、合格者氏名については、委嘱後(平成23年5月25日付け委嘱状交付)であれば、情報提供可能な旨、不開示決定通知書に明記している。
- 4 「簡単な経歴」に関しては、合格者の氏名以外は公表を前提に取得しているものではないため、条例第7条第2号アには該当しない。
- 5 異議申立人の主張する「交通弱者」に対する配慮・対策は、公募委員の経歴や生活環境に左右されるものとは考え難く、まさに交通会議において

議論されるべき性格のものであるから、条例第7条第2号イに該当するものとして、履歴書や小論文が開示されるべき必然性は認めることができない。

- 6 道路運送法及び選考基準によれば、「マイカーの有無と使用状況」如何によって交通会議の参加資格が乏しいとは認めがたい。

コミュニティバスの利用者の中には、当然ながらマイカーの所有者もいる。また、環境負荷の軽減、道路の渋滞緩和、交通安全等の観点からコミュニティバスに利用転換してもらうことも重要であると考えていることから、マイカーを所有していない者に限定して委員選考を行っていない。

したがって、そもそも実施機関において、「マイカーの有無と使用状況」については、当該個人情報の収集を行っていないため、存在しない。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、異議申立人の平成23年4月27日付け行政情報開示請求に対し、実施機関が特定した「さいたま市地域公共交通会議委員公募（平成22年度）に係る履歴書（応募用紙）及び小論文『合格者分』」である。

交通会議は、設置要綱に基づき設置されるものであり、同要綱第1条に「道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議する」とその設置目的を規定している。また、協議事項については、第2条において「地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項と定めている。さらに、その構成員については、第3条において「さいたま市長又はその指名する者」ほか10分野の選任区分の規定があり、同条第5号に「住民又は利用者の代表」が掲げられている。「公募による市民」3人は、「住民又は利用者の代表」として選任されるものである。

異議申立人は、平成22年度における「公募による市民」3人の合格者の履歴書、小論文等の開示を求めたところ、実施機関がこれを不開示としたため、本件処分を取り消し、全部開示を求めて異議申立てを行ったものである。

- 2 本件処分について

基本的な考え方について

条例は、第3条において「個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない」と実施機関の責務を定め、条例第7条第2号において、個人に関する情報をただし書きに規定する例外を除いて不開示と定めている。

当審査会は、条例の規定する個人に関する情報の原則不開示の規定の理念の下に条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

履歴書（応募用紙）及び小論文（合格者分）について

異議申立人は、本件対象行政情報の不開示理由について、条例第7条第2号の解釈に誤りがあり、本件対象行政情報を開示する程度では、なんら「個人の権利利益を害するおそれのあるもの」に該当しない。

「合格された方」は委嘱後に当然ながら氏名は公表されるし、それなりの「簡単な履歴」も公表されて然るべきである（条例第7条第2号ア該当）。委嘱された委員は、特に「交通弱者」といわれる高齢者等の往来（通院、買い物等の生命、健康、生活のため）に深く関わることになるため、その「簡単な経歴」、小論文の内容は開示されて然るべきである（条例第7条第2号イ該当）。と主張する。

そこで、これらの主張の当否について、以下に述べることとする。

ア 条例第7条第2号は、不開示情報として、個人に関する情報であって「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」と規定している。

本規定は、いわゆる個人のプライバシー権の保障に関するものであるが、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」を不開示情報とするものである。

個人に関する情報を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護にあり、その中核をなす部分が個人のプライバシーである。プライバシーという概念が必ずしも明確ではなく、個人の価値観によりその範囲についての見解が分かれることが少なくないため、制度の安定的運用や個人情報保護制度との整合性等を考慮して、「特定の個人を識別することができるもの」を原則不開示としている。

また、特定の個人を識別する記載はなくても、開示することにより、本人の財産権等の正当な権利利益が害されるおそれのあるものや、個人の人格と密接に関連しており、本人が精神的苦痛を受けるおそれのある情報も不開示情報となるものである。

(平成22年11月18日付けさ情審査答申第67号当審査会答申書に詳述)。

本件小論文中に特定の個人を識別することができない記載があっても当該部分を開示すれば、そのことを知った本人に精神的な苦痛を与えるおそれがあり、かつ、本人の財産権等の正当な権利利益が害されるおそれが生じ、不開示情報となると解される。

以上述べたことから、本規定の解釈に誤りがあるとの前記の異議申立人の主張は、是認できない。

イ 次に、異議申立人の の主張については、合格者の氏名や「簡単な経歴」は正に「特定の個人を識別することができる情報」であり、本件処分時には、まだ交通会議の委員に委嘱されていない、選考の合格者であるに過ぎないこと(平成23年5月25日付け委嘱状交付)、合格者の「簡単な経歴」を公にする慣行がなく、公にすることを前提に応募者の履歴書を取得しているものではないことから「公にすることが予定されている情報」にも当たらないので、これを採用することができない。

ウ 次に、異議申立人の に主張については、委嘱された委員が特に「交通弱者」といわれる高齢者等の往来に深く関わることになることは理解できるが、そのことにより合格者の「簡単な経歴」や小論文の内容を開示すべき必然性が存在するとは認め難い。つまり、交通会議において協議される事項に公益性が存在することが同会議の構成員の個人に関する情報を不開示にする利益に優越するものであるとは認め難いと考えられるので、これを採用することはできない。

エ 交通会議は、前述のとおり、設置要綱により設置され、法令や条例に基づき設置される執行機関の附属機関ではないので、「住民又は利用者の代表」が同会議の委員に委嘱されることにより、特別職の非常勤職員となることはないこと、また、実施機関は委員委嘱後であれば、当該合格者の氏名について情報提供が可能であることを当該不開示決定通知書に記載していることを付記したい。

マイカーの有無と使用状況について

異議申立人は、交通会議の公募委員について、マイカーを有し、日常的にそれを使用している者は、「交通強者」であり、交通会議の委員として協議に参加する資格に乏しいとし、公募に当たって、「マイカーの有無と使用状況」についての情報を取得することは実施機関の義務であり、当該行政情報が不存在であるとは信じ難いと主張する。一方、実施機関は、道路運送法及び選考基準によれば特段「マイカーの有無と使用状況」

の如何によって交通会議の委員としての参加資格に影響を及ぼすことは認め難いし、そもそも当該個人情報の収集を行っていないと主張する。

「マイカーの有無と使用状況」が交通会議の公募委員としての参加資格に影響を及ぼすかどうかは設置要綱や選考基準により判断すべきと考えられるところ、当該情報が公募委員としての参加資格に影響を及ぼす要件であると判断するに足る定めは存在しない。さらに、応募に当たって、提出した小論文をみると「マイカーの有無と使用状況」について推認させる記述があるものもあるが、それを持って実施機関が当該情報を取得しているとまで認めることはできない。

また、そもそも当該情報は、小論文に記載されている個人に関する情報であって実施機関に開示する義務があるとは認められないので、この点に係る本件処分については、妥当であると判断するものである。

小論文の著作権成立について

本件対象行政情報のうち、小論文については、著作権の成立が問題となる。この点については、実施機関、異議申立人ともに主張がないが、当該小論文のテーマが「地域における公共交通の役割」であり、公募委員の応募者はこのテーマについてのそれぞれの意見、考えを1,000字以内にまとめて、自己の履歴書を添えて応募している。本件小論文は、3人の合格者の与えられたテーマについての意見、提案等が記載されており（それも未発表のものとも窺える。）その内容から個人が思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術の範囲に属するものと認められることから、著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に当たり、著作権が成立すると解される（さいたま市総合振興計画市民懇談会参加者の応募者作文につき同旨。平成14年12月18日付けさ情審査答申第5号当審査会答申書参照）。

著作権法第18条第1項は、著作者に著作者人格権として公表権を保障している。また、同条第3項第3号では、その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体に提供した場合（開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）情報公開条例の規定により当該地方公共団体の機関が当該著作物を公衆に提供し、又は提示（公表）する行為は、著作者が当該行為について同意したものとみなすと規定している。

したがって、著作者が地方公共団体の機関の行う行政情報開示請求に対する開示決定までに、開示に同意しない等の別段の意思表示をすれば、当該行政機関においては、当該著作物を開示（公表）できないことになる。

本件の場合、応募論文について、選考基準によれば、選考から外れた者又は第三者から条例の規定に基づき開示請求があった場合は、不開示とすると定められていることから、上記の同意の擬制に基づき開示請求に応ずること（条例第7条第1号違反）はないと考えられるが、今後予測されるこの種の開示請求に対し、十分考慮すべきことと考えられるので、付記するものである。

- 3 異議申立人のその余の主張については、本件処分の妥当性の有無の判断に直接関係するものでなく、また、以上の当審査会の判断に影響を及ぼすものではないので、言及しない。
- 4 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、上記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成23年 6月13日	諮問の受理
	同 年 7月 6日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 7月22日	異議申立人から意見書を受理
	同 年 7月28日	審議
	平成24年 1月19日	審議
	同 年 2月16日	異議申立人からの意見聴取及び審議
	同 年 3月29日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 4月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)